

令和 2 年 4 月 27 日
みどり環境部ごみ減量推進課

指定喫煙所の閉鎖について（案）

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、下記により指定喫煙所について対応する。

記

1 指定喫煙所の閉鎖

市内 4 か所の指定喫煙所を一時的に閉鎖する。

指定喫煙所設置個所：田無駅、保谷駅、東伏見駅、西武柳沢駅

2 理由

新型コロナウイルス感染症拡大予防のため。

現在、各指定喫煙所に密集しない等の注意喚起掲示を行っているが、依然として利用者が多く密集、密接状態になる危険があることから、令和 2 年 4 月 16 日付け東京都福祉保健局保健政策部からの事務連絡をふまえ、なお一層の感染防止対策が必要なため。

3 実施時期

西東京市新型コロナウイルス感染症対策本部会議にて決定後速やかに開始する。
期間は緊急事態宣言が解除されるまでとする。

4 閉鎖の方法

灰皿の上部を塞ぎ灰や吸い殻が入らないようにし、灰皿の使用を休止する。

その他、閉鎖及び感染症予防の啓発等のポスター等の掲示や進入禁止等のテープを使用する等で、指定喫煙所を閉鎖し同時に周知を行う。